

(公印省略)  
伊監第114号  
令和7年2月4日  
(2025年)

様

伊丹市監査委員 堀口 明伸

伊丹市監査委員 齊藤 真治

### 監査結果報告に対する措置通知報告について

地方自治法第199条第9項の規定に基づく定期監査結果報告に対し、同条第14項の規定により講じた措置の通知がありましたので、次のとおり報告します。

#### 記

#### 1 監査の種別

定期監査

(地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項による監査)

#### 2 監査の対象部局

総務部	法務室	法制課、法務管理課
財政基盤部	税務室	市民税課、資産税課、徴収課
都市活力部	産業振興室	農業政策課
	まち資源室	空港・にぎわい課

#### 3 措置を講じた部局

都市活力部	産業振興室	農業政策課
	まち資源室	空港・にぎわい課

#### 4 監査の期間

令和6年(2024年)10月24日～令和6年(2024年)12月25日

#### 5 監査結果提出日

令和7年(2025年)1月23日

#### 6 措置の内容

別紙令和7年(2025年)1月28日付け伊活産農第1973号の通知文書のとおりです。

( 公 印 省 略 )  
伊 活 産 農 第 1973 号  
令 和 7 年 1 月 28 日  
(2025 年)

伊丹市監査委員 堀口 明伸 様

伊丹市監査委員 齊藤 真治 様

伊丹市長 藤原 保幸

監査結果報告に対する措置について

地方自治法第199条第9項の規定による監査結果に対して講じた措置を、第14項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

1 監査の対象部局

都市活力部	産業振興室	農業政策課
	まち資源室	空港・にぎわい課

2 措置を講じた部局

都市活力部	産業振興室	農業政策課
	まち資源室	空港・にぎわい課

3 監査の種別

定期監査

(地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項による監査)

4 監査の期間

令和6年(2024年)10月24日～令和6年(2024年)12月25日

5 措置の内容

別紙のとおり

監査結果に対する措置について

農業政策課

指 摘 事 項	回 答
<p><b>Ⅰ 公の施設の指定管理について</b></p> <p><b>(1) 指定管理者との連絡会議について</b></p> <p>伊丹市公設市場の指定管理において、基本協定書では、指定管理業務を円滑に実施するため、連絡会議を開催し、情報交換や業務の調整を図る旨が定められています。農業政策課では、指定管理者との定期的な事務連絡などは行われているとのことでしたが、指定管理者との連絡会議は開催されていませんでした。</p> <p>今後は、指定管理者との連絡会議を開催して、施設の運営状況や収支状況の確認、更なる改善に向けた対応等について、指定管理者と協議を行い、その内容を記録してください。</p> <p><b>(2) 指定管理事業計画書の提出及び月間報告書の提出について</b></p> <p>伊丹市公設市場の指定管理に係る一連の事務手続において、次の不備がありましたので、適切な事務に改めてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和6年度事業計画書の提出期日遅延（基本協定書第27条第2項）</li> <li>・月間報告書の起案文書に別の月の報告書を添付（基本協定書第29条第1項）</li> <li>・月間報告書の起案文書無し（基本協定書第29条第1項）</li> </ul> <p>また、指定管理者から提出された事業計画書、年間事業報告書及び月間事業報告書について、文書管理システム上、供覧で処理されているため提出書類の内容を十分に審査、判断できていません。今後は所属長による決裁文書とし</p>	<p>今後は、適宜、連絡会議を開催し、施設の運営状況や収支状況の確認など情報交換を図り、その協議内容を記録するよう改めてまいります。</p> <p>今後は、「伊丹市公設市場の管理に関する基本協定書」に基づき、翌年度の事業計画書の提出期日の順守や月間事業報告書の提出内容の確認等、適切な事務処理を行うよう改めてまいります。</p> <p>また、指定管理者から提出された事業計画書、年間事業報告書及び月間事業報告書について、決裁文書として確認を行うよう改めてまいります。</p>

監査結果に対する措置について

農業政策課

指 摘 事 項	回 答
<p>て確認を行うようにしてください。</p>	



## 監査結果に対する措置について

空港・にぎわい課

指 摘 事 項	回 答
<p>項及び地方自治法施行令第166条第2項により 決算の添付書類である財産に関する調書に記載されるものです。</p> <p>財産台帳及び財産に関する調書に正しく反映されるよう、必要な措置を講じてください。</p>	